

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 3 日

各都道府県空き家対策ご担当者 様
各指定都市空き家対策ご担当者 様

国土交通省住宅局住宅総合整備課

空き家対策等における「郵便転送情報の取扱い」について情報提供
(平成29年地方分権改革提案事項)

平成29年地方分権改革における提案事項のうち「「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大」については、令和元年12月23日の閣議決定において、その対応を「市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が空家等対策の推進に関する特別措置法 10 条 3 項に基づき空家等の所有者等の把握に関し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説」において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。」とされました。

この閣議決定を受け、令和 2 年 3 月 1 日に、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説」が更新されましたので、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、本事務連絡について、貴管内市区町村（政令市を除く。）に対し周知していただきますようお願いいたします。

総務省ホームページ「郵便事業分野における個人情報保護について」

https://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_hogo.html

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）本文

https://www.soumu.go.jp/main_content/000485290.pdf

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示 167 号）の解説

https://www.soumu.go.jp/main_content/000485291.pdf

また、郵便転送情報の具体的な提供依頼手続きについては、下記を参考ください。

記

1. 提供依頼先

各地域の郵便局（転送元住所の配達を受け持つ郵便局）

配達を受け持つ郵便局は日本郵便ホームページを参照してください。

<https://www.post.japanpost.jp/zipcode/dl/bangobo/>

(日本郵便トップ > 郵便番号検索 > 郵便番号データダウンロード > 郵便番号簿PDF
(2019年度版) > ダウンロード > 表紙等付属資料 > 郵便区番号一覧)

2. 法令照会書

様式に定めはございませんが、添付資料1. 法令照会書の作成例(解説)を参考にご活用ください。

3. 日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の期限

転送届出日から1年

4. 問い合わせ先

○「空き家対策」に関する問い合わせ

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課

03-5253-8111

○「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に関する問い合わせ

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 郵便課

03-5253-5111

○「郵便局へ行く情報提供依頼の手続き」に関する問い合わせ

転送元住所の配達を受け持つ郵便局にお問い合わせください。

5. 添付資料

添付資料1. 法令照会書の作成例(解説)

添付資料2. 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示167号)及び郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示167号)の解説(関係部分抜粋)

以上

法令照会書の作成例（解説）

日本郵便株式会社

〇〇郵便局長 様

〔ポイント①〕
文書番号を記載している。
(正式文書であることが明確)

〇〇 第〇〇〇 号
令和 2 年 XX 月 XX 日

〔ポイント②〕
照会者の所属、氏名の記載及
び職印を押印している。

〇〇市長 〇〇 〇〇

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供について（依頼）

〔ポイント③〕
根拠となる法令名称及び条項を記載している。

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり情報提供を求めます。

〔ポイント④〕
・転送先の情報を照会している。
・照会対象住所及び対象者を特定している。
・個別の郵便物に紐づく転居情報の照会となっていない。

1. 提供を求める情報

次の(1)に居住していた(2)が、(1)から転出するために日本郵便株式会社に提出した転居届に記載された新住所及び電話番号（本依頼による確認時点のもの）。

- (1) 〇〇県〇〇市〇〇町 X 丁目 X 番 XX 号
- (2) XX XX

〔ポイント⑤〕
・「特定空家等」に該当する状態であること及び指定理由を記載している。
・生命・身体の保護を目的としていることを記載している。
・同様情報を入手する代替手段がないことを記載している。

2. 提供を求める理由

項番 1 (1)に所在する空家等は、建築物が倒壊するおそれがあることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当する状態にあり、近隣住民等の生命、身体を保護するため、対象者に連絡をして必要な措置を実施させるため。

なお、項番 1 の情報を入手するため、不動産登記簿情報、住民票情報、固定資産課税情報等を活用したが把握することが出来ず、代替手段はない。

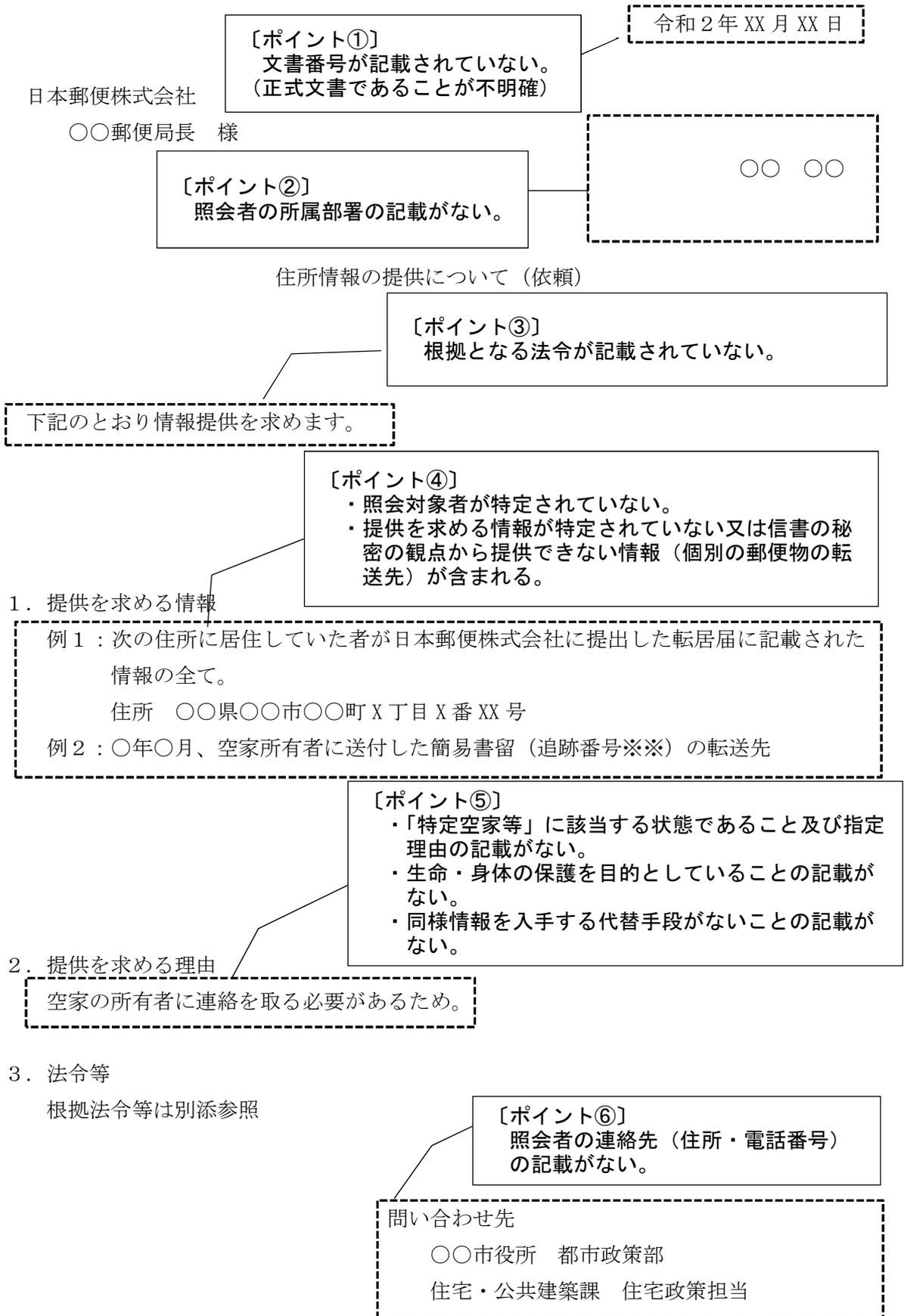
3. 法令等

根拠法令等は別添参照

〔ポイント⑥〕
照会者の連絡先（住所・電話番号等）を記載している。

問い合わせ先
〇〇市役所 都市政策部
住宅・公共建築課 住宅政策担当 (XXXX)
住所 〇〇市〇〇町 X-X-X
電話 XXX-XXX-XXXX

(悪い例)



根拠法令等**○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）**

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示167号）の解説

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（第13条第10項関係） 第13条（第10項）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居先の情報を照会してきた場合であつて、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等に実施させるためにその連絡先を把握する必要があること

② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
(平成 29 年総務省告示 167 号) 及び
郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
(平成 29 年総務省告示 167 号) の解説 (関係部分抜粋)

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン (平成29年総務省告示167号)
抄

(第三者提供の制限)

第十三条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業者は、第三者に提供される個人データ (要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。) について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、法第二十三条第二項の規定により個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 前二項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一 第三者に提供される個人データによって識別される本人 (次号において「本人」という。) が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二 本人が第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

- 5 第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
 - 二 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出する方法
- 6 事業者が、代理人によって第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、規則- 4-別記様式第二によるその権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 7 事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第二項に掲げる事項（同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。
- 8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 9 事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かななければならない。
- 10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、
信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守しなければならない。

○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示167号） の解説 抄

3-5-4 第三者提供の制限における信書の秘密に係る個人データの例外（第13条第10項関係）
第13条（第10項）

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、
信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。

第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

- ① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること
- ② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

以上